

平成 29 年 7 月 7 日

沖縄県座間味村「美ら島税」の新設

沖縄県座間味村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される座間味村美ら島税の概要は以下のとおりです。

課税団体	沖縄県座間味村
税目名	美ら島税（法定外目的税）
課税客体	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為
税収の用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者
税率	1 回の入域につき一人 100 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）10 百万円
非課税事項	・ 中学生以下の者 ・ 地方税法第 292 条第 1 項第 9 号の適用を受ける障害者
徴税費用見込額	（平年度）0.2 百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

- ・ 平成 29 年 3 月 9 日 座間味村議会にて条例案可決
- ・ 平成 29 年 4 月 27 日 総務大臣協議
- ・ 平成 29 年 7 月 7 日 総務大臣同意
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659